

## 適時調査の実施について

## 1 適時調査とは

施設基準の届出を行っている保険医療機関等に対して、届出要件を満たしているか実地調査を行うこと。

## 2 現状と課題

・施設基準の留意事項通知において、原則として年1回、届出受理後6ヶ月以内を目途に適時調査を実施することとなっている。

・しかしながら、全国で最も長い実施周期となっている都道府県は7.1年であり、全国平均では3.4年となっている。

|                       |      |    |      |    |      |    |      |
|-----------------------|------|----|------|----|------|----|------|
| 当局管内における前年度の適時調査の実施周期 |      |    |      |    |      |    |      |
| 愛知                    | 4.6年 | 静岡 | 3.6年 | 岐阜 | 2.5年 | 富山 | 2.3年 |
| 三重                    | 1.9年 | 石川 | 1.4年 |    |      |    |      |

## 3 見直し後の変更点

## (1) 確認項目

調査手法として、調査対象とする施設基準の数を指摘や返還が多いものに絞り込み、かつ、調査内容も特に指摘や返還が多かった重点確認項目とそれ以外の確認項目に区分し、効率化を図った。

## (2) 実施体制

従来の調査当日の平均調査人員数は、全国的に見ると最小3.0人から最多6.9人と都道府県によって大きく差が生じており、当局においても平均調査人員数は3.5人から5.4人となっている。

今回の見直しでは、重点的に調査を行う施設基準数の多寡で区分し、少ない基準数の保険医療機関等については、保険指導看護師1名、事務官2名の3名体制とし、調査時間は概ね3時間とした。

また、ある一定数以上の基準数の保険医療機関等については、必要に応じて調査人員の増員、調査時間の延長も可能とするが必要最小限の範囲内とした。

## (3) 実施周期

調査対象の絞り込み・確認項目の区分により、当日の調査時間を短縮し、調査人員を削減できることから実施周期を短縮する。

これにより、病院の数が300以上の都道府県は3年に1回、150以上300未満の都道府県は2年に1回、150未満の都道府県は年1回実施するように定めた。

|           |    |    |    |    |  |
|-----------|----|----|----|----|--|
| 当局管内の実施周期 |    |    |    |    |  |
| 愛知        | 3年 | 静岡 | 2年 |    |  |
| 岐阜        | 富山 | 石川 | 三重 | 1年 |  |